

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

27期(1973/昭和48年)

## 45年前の実務修習

会員 神頭 正光 (27期)

27期は、1975年4月に司法修習を終了したので、法曹になって、本年4月で45年が経過したことになる。73年4月から湯島での前期修習が始まり、同年7月から実務修習（1年と4か月）、翌年11月に湯島に戻り後期修習、そして、75年2月頃に二回試験があった。

私の実務修習地は奈良で、合計6人の修習生が配属された。

入所当時の司法研修所は、まだ、71年4月の司法修習生罷免事件の影響が残っていた。また、当時、検察が大変不人気で、検事への任官希望者が少なかった。

社会的には、田中角栄首相の日本列島改造論の影響で物価上昇が進んでいたところに、73年10月第4次中東戦争が勃発し、石油ショック（第1次）が発生した。実務修習中の出来事であった。物価上昇が激しかったり、なぜかトイレトペーパーが品不足となったりと、不安定な社会状況の中で、縁のない土地にいたが、奈良弁護士会の事務長が、何かと修習生を援助してくれたために不安なく奈良での生活を過ごすことができた。

このようなこともあって、司法修習の2年間、ことに実務修習は思い出深い。

当時の奈良弁護士会（現役の会員数は30人程度であった）での弁護修習は、指導の弁護士の事務所ではなく、裁判所の司法修習生室に「出勤」した。自宅事務所とする会員が少なくなかったからである。修習生は、奈良弁護士会の事務局（奈良地方裁判所の弁護士控室にあった）や修習生室で、指導弁護士と落ちて法廷に同道したり、書面を起案した。依頼者との打ち合わせも事務所のある弁護士はその事

務所で行っていたが、自宅事務所の弁護士の場合は、裁判所にある弁護士会の相談室で行っていた。

裁判修習で印象に残っているのが、交通事故被害者遺族である配偶者が申し立てた仮払い仮処分事件の審尋で、実務修習の初めのころであった。事件に直接関係する問題ではないが、申立人は、二十代前半であるにもかかわらず、小学校の2年までしか通学していないために十分な読み書きができないということであった。裁判官は、仮処分を認容する決定を出し、そのことについての感想を求められた。裁判官は法的な視点からこの判断についての意見を求めていたのであったが、私は、事件そのものよりも、申立人が、小学校の2年までしか通学していなかったということに驚き、悲惨などと話した。法的な視点からの意見を全く述べなかった。後で、このことに気づき、法曹としての心構えができていないと恥じ入った。

家庭裁判所の修習では、少年の道路交通法違反事犯での試験観察の一環で、1泊2日のグループワークに立ち会った。検察修習での取調べ修習は、万引きやさい銭泥棒の窃盗事犯であった。開放的処遇をしている交通刑務所の見学や、放火事件の焼死者の死体解剖に立ち会った。

奈良という土地柄からか、裁判修習の見学先が当麻寺の聖衆来迎練供養会式であったり、弁護士会からは東大寺のお水取りの特別席の入場券をいただいた。検察修習では、京都ではあるが、修学院離宮、桂離宮の見学もあった。

実務修習では多数の法曹と交流する機会に恵まれ、多様な人柄に触れることができた。実務修習で学び触れた経験は、法曹としての礎を築いてくれた。